

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：児童福祉費 目：家庭児童福祉費

事業名 未成年後見人支援事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 子ども・女性局 子ども家庭課 児童養護第一係

電話番号：058-272-1111 (内 2637)

E-mail：c11217@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 503 千円 (前年度予算額：503 千円)

<財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|-----|------------|------------|------------|------------|-----|-----|-----|------------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使用料 手数料 | 財 産 収 入 | 寄附金 | その他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 503 | 251 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 252 |
| 要求額 | 503 | 251 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 252 |
| 決定額 | | | | | | | | | |

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

民法及び児童福祉法によれば、親権者のいない児童に対する未成年後見人の設置は必須であるが、こうした児童はすぐに社会的に自立した生活を営むことは容易ではなく、選任された後見人に対して報酬を支払うのは困難である。そのため、未成年後見人が必要とする報酬等の全部又は一部を支援することによって、未成年後見人の確保を図るとともに、児童等の日常生活の支援や福祉の向上を資することを目的とするものである。

(2) 事業内容

1. 報酬補助事業

家庭裁判所からの報酬額の決定に基づき、月額20,000円を上限として報酬を支払う。

2. 損害賠償保険料補助事業

要件を満たしている未成年後見人及び被後見人に係る損害賠償保険を日本社会福祉会に対し、加入申請及び保険料の振込を行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

県 1/2 国庫 1/2

(児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金)

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|------|-----|---|
| 報償費 | 480 | 月額報酬上限額×12カ月×人数 20,000円×12カ月×2人=480,000 |
| 保険料 | 23 | 未成年後見人の賠償責任保険+被後見人の傷害保険 (5,210円+6,190円)×2人=22,800円 |
| 合計 | 503 | |

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金の対象事業となっている。

(2) 後年度の財政負担

当該事業の対象となる児童は、各年度によって予測はしにくいですが、いつでも同事業を実施できるようにしておく必要がある。

(3) 事業主体及びその妥当性

事業主体：県

親権者のいない児童に対する支援は、県の重要な責務である。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
親権者のいない児童に対して、未成年後見人を設置し、必要な支援を得られるようにする。

（目標の達成度を示す指標と実績）

| 指標名 | 事業 開始前 | 指標の推移 | | 現在値 (前々年度末時点) | 目標 | 達成 率 |
|----------|-----------|------------|---------------|------------------|--------------|---------|
| 希望者への実施率 | (H25) | — (H29) | 100% (H30) | 100% (R1) | 100% (R3) | 100% |

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
平成 28 年度までは実績なし。
平成 29 年度から 1 名の使用実績がある。

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
未成年後見人による相談援助により、施設から自立の際のアパート契約等の支援を行うことができた。今後も当該事業を継続することにより、自立を必要とする児童に対する支援が可能である。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い | |
| (評価) ○ | 親権者のいない児童に対する支援は、県の重要な責務である。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない | |
| (評価) ○ | 事業の実施により、アパート契約等、未成年の被後見人に対する支援につながった。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある | |
| (評価) ○ | 未成年後見人に対する必要な費用の支弁を行っている。 |

(今後の課題)

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 各年度で当該事業の対象となる児童数にバラつきがある。 |
|--|

(次年度の方向性)

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 当該事業の対象となる児童は、各年度によって予測はしにくいですが、いつでも同事業を実施できるようにしておく必要がある。 |
|---|

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

| | |
|------------------------|-------|
| 組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課 | 【○○課】 |
| 組み合わせて実施する理由や期待する効果 など | |